

事業所 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
障害福祉サービス事業所の運営等にかかる留意点について（事務連絡）【通所系サービス】**

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和5年4月28日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課発出）（以下、「国通知」という。）に基づき、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について【通所系サービス】（その1）」（令和2年4月8日付健障サ第274号）を廃止し、下記の通りとすることとしました。

なお、国や神奈川県から示される方針の変更等により、本通知の内容について変更する可能性がありますことをあらかじめ御了承ください。

1 適用期間

原則、令和5年5月12日以降（本市が国通知を市内事業所宛に周知した翌日以降）

※ただし令和5年5月12日以降の請求について、事業所において管理運営の変更にやむを得ず一定の期間が必要になる場合には下記担当までご相談ください。

2 対象サービス

生活介護、自立訓練（生活訓練（宿泊型も含む））、自立訓練（機能訓練）、短期入所

（就労移行支援、就労継続支援A、B型については、「就労系障害福祉サービスの在宅利用について（通知）」（令和3年4月27日付健障サ第500号）でお示ししている通りです。）

3 変更となる取扱い内容

令和5年5月12日以降、訪問による在宅支援を行う場合、下記のすべての要件を満たすことで報酬の算定対象となります。

【前提条件】

事業所において通常のサービスの提供が困難な状況にあり、利用者が通常のサービスを受けられない

場合であることが必要です。

※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定

- ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合
- ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合

【報酬算定要件】

- (1) あらかじめ利用者等に対して、訪問による在宅支援も通常通りのサービスとみなされ、利用者負担が発生することについて、丁寧に説明を行い、同意を得てください。
- (2) 個別支援計画を見直し、訪問による在宅での支援内容及び期間を明記してください。なお、緊急等やむを得ない場合には事後的に行われることを妨げるものではありません。
- (3) 今回の取扱いは新型コロナウイルス対応に伴う例外的な取扱いであるため、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておくことまでは求めません。
- (4) 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューはできる限り確保してください。また、健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行ってください。
- (5) 在宅利用者の支援にあたり、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問により、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援を行い、支援記録及び日報を作成してください。（電話のみの支援は不可）
- (6) 緊急時の対応ができるようにしてください。
- (7) 事業所の人員体制については、居宅への訪問による必要な支援が提供できる体制を確保してください。
- (8) パソコンを使用する場合、必ずセキュリティソフトを導入してください。
利用者がパソコンを持っていない場合は、パソコンを貸し出すなどの対応を実施してください。なお、この場合は個人情報を保存したことがあるパソコンは貸し出さないなど、個人情報を流出することのないよう最大限注意してください。
- (9) 該当日の利用者のサービス提供実績記録票に、「代替施設でのサービス提供や訪問による支援であること」及び「支援を行った時間」を記載し、利用者本人から押印又は署名を必ずもらってください。

【担当部署】

<日中活動系サービス（通所）・入所施設等>
健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係
電話 671-3607

<障害者地域活動ホーム（法人地活・機能強化）>
<多機能型拠点・短期入所>
健康福祉局障害施設サービス課地域施設支援係
電話 671-2416